

“さんいん”ご縁ナビ掲載店規約

第1条（“さんいん”ご縁ナビの目的）

株式会社島根銀行（以下、「当行」という。）は、当行が運営管理するスマートフォン・アプリ「しまぎんナビ：“さんいん”ご縁ナビ”[iOS/Android] および当行ホームページの特設ページ（以下、「“さんいん”ご縁ナビ」という。）において、無償で、島根県および鳥取県（以下、「山陰両県」という。）に所在する店舗の情報を掲載（以下、「掲載店」という。）し、当行公式ソーシャルネットサービスのアカウント（以下、「公式SNS」という。）等の各種媒体で発信することを通じて、掲載店の集客を図るためのPR活動を幅広く行い、地域の活性化や山陰両県への観光客誘致等に寄与することを目的とします。

加えて、同様な趣旨等を持って活動する地方公共団体や他会員組織との提携・連携により、こうした目的の達成を更に確かなものとし

第2条（登録・申込）

掲載店の登録は、「“さんいん”ご縁ナビ掲載店登録申込書」に“さんいん”ご縁ナビに掲載する「掲載情報について」、「業種について」、「店舗写真について」（以下、「掲載情報」という。）および「お申込人について」、「ご連絡先について」（以下、「個人情報」という。）の2つの情報（以下、「申込情報」という。）を記入し、当行宛に提出することにより、完了となります。

- ただし、以下の場合、当行は申込・掲載を拒否できるものとします。
- （1） “さんいん”ご縁ナビへの掲載希望店が反社会勢力である場合
 - （2） 申込情報に虚偽の記載がある場合
 - （3） 違法であるもの、犯罪行為を構成するもの、および公序良俗に反するものである場合
 - （4） 生命および身体に危険をおよぼす恐れがある場合
 - （5） 射幸心をあおるものである場合
 - （6） 当行、他の掲載店、当行会員、およびその他第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権等知的財産権を侵害するものである場合
 - （7） 当行、他の掲載店、当行会員、およびその他第三者の財産またはプライバシーを侵害するものである場合
 - （8） その他当行会員等に提供する商品またはサービスとして不適切であると当行が判断した場合

第3条（義務）

- 当行は、前月末日の情報として、前々月末日までに受付け掲載情報（変更、解約を含む）を、毎月上旬に“さんいん”ご縁ナビに更新します。
2. 当行および当行関連会社のしまぎんユーザーカード株式会社が発行する「しまぎんピスカ」および「しまぎんUCカード」の会員への特典提供店は、特典を受けられる者（以下、「特典対象者」という。）が「しまぎんピスカ」あるいは「しまぎんUCカード」、および前月末日の掲載情報が掲載されたスマートフォン・アプリ「しまぎんナビ：“さんいん”ご縁ナビ」の特典画面あるいは当行ホームページの特典掲載ページを印刷したもの（以下、「特典画面等」という。）を提示した場合に特典の提供を行うものとします。
 3. 山陰両県外居住者への特典提供店は、特典対象者が特典画面等を提示した場合に、居住地確認を行い、山陰両県外居住者であることが確認できれば、特典の提供を行うものとします。居住地確認は、原則、運転免許証、各種健康保険証で行いますが、特典提供店の判断でその

他適切な方法で行ってもよいものとします。

4. 当行が本規約第5条第1項に基づき提携・連携した他会員組織の会員やその他の山陰両県内居住者への特典提供を希望する掲載店は、特典対象者が会員証（会員証がある場合のみ）および特典画面等を提示した場合に特典の提供を行うものとします。
5. 当行および掲載店は、業務内容や特典内容が双方の信頼および品位を損ねることのないようにします。

第4条（申込内容の変更）

掲載店は、店舗の閉鎖および申込情報に変更があった場合、速やかに事務局宛にその旨を原則電子メールにて連絡しなければならないものとします。ただし、電子メールがない場合等は、電話にて連絡できるものとします。

第5条（地方公共団体や他会員組織との提携・連携）

- 当行は、本規約第1条の目的に資する地方公共団体や他会員組織との提携・連携を、掲載店に通知することなく、行えるものとします。
2. 当行は、掲載店から地方公共団体による本規約第1条の目的に即した制度等に関する説明要請等があった場合や他会員組織の会員への特典提供の希望が出された場合、当該店舗の掲載情報を当該団体・組織へ提供できるものとします。
 3. 当行は、地方公共団体による本規約第1条の目的に即した制度等を利用している店舗や他会員組織の協賛店舗等から掲載店登録の希望が出された場合、当該団体・組織が定める方法により、当該店舗の情報の提供を当該団体・組織より受けることができるものとします。

第6条（期間限定特典）

当行は、ゴールデンウィーク、忘年会、クリスマスの前など不定期に、掲載店より期間限定特典を募集し、公式SNS等の各種媒体でのPRに努めます。

第7条（掲載停止）

当行は、本規約第2条の事由に該当する実態が生じた場合、何らの催告をすることなく、直ちに“さんいん”ご縁ナビの掲載を停止し、また抹消することができるものとします。

第8条（解約）

掲載店は、掲載店登録を都合により解約する場合、本規約第4条第1項と同様の方法により連絡しなければならないものとします。

第9条（損害賠償・免責）

- 掲載店は、当規約に基づき行った行為により当行に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
2. 掲載店は、第三者との間でトラブルが発生した場合、掲載店の責任で解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。
 3. 当行は、掲載店運営の中止、中断、変更により、掲載店が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

第10条（規約の変更）

当行は、掲載店に事前に通知することなく当規約を変更できるものとします。

なお、変更後の当規約については、当行ホームページに掲載します。

第11条（個人情報の取得、保有、利用目的）

当行は、個人情報について重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、当行の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に従い適切かつ厳格に取扱います。

2. 当行は、個人情報を、以下の利用目的の範囲で利用します。
 - （1） 電子メールやダイレクトメール等による掲載店への事務連絡、期間限定特典提供の案内、地方公共団体や外部機関等からの提供情報のうち当行が掲載店にとって有益と判断する情報の提供、当行が本規約第5条に基づき提携・連携した他会員組織への特典提供の案内
 - （2） 本規約や法令に基づく権利の行使や義務の履行
 - （3） 電子メールやダイレクトメール等による掲載店への当行および提携会社等の商品やサービスの各種ご提案
 - （4） その他、“さんいん”ご縁ナビの関係当事者間（当行、掲載店、地方公共団体、他会員組織、当行会員、県外者）における運営の適切かつ円滑な履行
3. 本条第2項の利用目的を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとします。
4. 掲載店が“さんいん”ご縁ナビを通じて、当行会員や県外者と取引関係を持ったことで、取得した個人情報については、当行は一切責任を負いません。

第12条（個人情報の第三者提供）

- 当行は、掲載店から地方公共団体による本規約第1条の目的に即した制度等に関する説明要請等があった場合や他会員組織の会員への特典提供の希望が出された場合、当該掲載店より“さんいん”ご縁ナビ掲載店登録申込書」にてあらかじめ同意を得た範囲内で、個人情報（ただし、生年月日は除く）を書面あるいは電子データにて当該団体・組織へ提供します。
2. 本条第1項のほか、法令の定めに従って掲載店の個人情報を第三者に提供する場合があります。

第13条（協議事項）

本規約に定めのない事項については、相互の誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第14条（専属的合意管轄裁判所）

本規約に関し紛争が生じた場合は、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（事務局）

“さんいん”ご縁ナビの事務局を当行総合企画グループに置きます。（付則）

この規約は、平成26年9月25日から実施します。
この規約は、平成27年5月13日に一部改定します。